

この書の註釋書は、左の如し。

姓氏錄註	三〇	内山眞龍
姓氏錄集解	三〇	河村秀根
新撰姓氏錄考證	二〇	栗田寛
姓氏錄神別系考	一	小野高潔
姓氏錄捷見	二	狩谷望之

六地 理

國府記 七卷 行基菩薩撰

諸國の國府の事を記したるものか、今傳はらざれば、そのさま詳ならず。この書の事は、

長谷寺縁起に、吾遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞、忝加寺官

附大安寺○中 爰彌信仰无貳、仍鏡行基菩薩國府記七卷、並流記文三卷、本願聖人上表狀一通、就中尤

聚金去塊、勘出縁起文一首、

と見えたり。

行基菩薩は、和泉大島郡の人にて、本姓高志、天智天皇七年、十五にて出家し、天平十七年、大僧正とな

り、同二十一年、大菩薩の號を賜はり、同年年八十一にて、菅原寺に示寂したる事、元亨釋書に見えたり。

風土記 記諸土地本縁

諸國の郡郷、山川原野の名稱の所由、土地の沃瘠、古老相傳の舊聞遺事、産物等を記したるものにて、國々より撰進したるものなり。

續日本紀に、和銅六年五月甲子、制、畿内七道諸國郡郷名著好字、其郡内所生銀銅彩色、草木禽獸魚虫等物、具錄名目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳、舊聞異事、載于史籍言上、

とあり。扶桑略記には、好字の下に、「令作風土記、」の五字あれど、風土記の名稱古くはきこえざれば、この時は、別に書名はなかりしが如し。且つ常陸風土記、出雲風土記の類、卷首に風土記の書名を記さざるにて、これを證すべし。或は當時國史を編纂せしめられたれば、唐の地方志にならひ、國郡志編修の爲に、諸國をして、その材料を提出せしめられたるものならんか。風土記の撰進は、類聚符宣抄、朝野群載に載せたる、延長三年十二月の官符に、

太政官符 五畿七道諸國司

應早速勘進風土記事

右如聞、諸國可有風土記文、今被左大臣宣旨、宜仰國宰令勘進之、若無國底、探求部内、尋問古老、早速言上者、諸國承知、依宣行之、不得遲廻、符到奉行、

と見えたり。蓋し風土記の文あるものは、これを進獻せしめ、その案文なきものは、更に撰進せしめられしなり。

今世に傳はりたる風土記は、左の如し。

一 常陸風土記 殘卷一卷あり。伴信友の比古婆衣の風土記考、及び菅政友の常陸風土記の事に、本書の内容によりて考證し、和銅、養老の間に撰進したるよしを記せり。天保十一年の刊本あり。群書類

從に收めたり。

二 出雲風土記 二卷あり。卷末に「天平五年二月卅日勘造」と見え、文化三年の刊本あり。また續群書類從に收めたり。

三 播磨風土記 首尾缺けたり。鈴鹿連胤、及び栗田寛博士は、その内容によりて、和銅、靈龜の間のものなるよしを論じたり。この書は、

宗本郡 所以名宗本者伴和大神因作堅う以後塚此此谷
尾巡行之時大庭出已古過於天田村木劫云夫彼古在古故
故号宗本庶村名号夫田村 比治里主上所以名此治者陸
波長相豊前天皇之也分領保郡作宗本郡之符与味此
治任爲里長依此人名故曰此治里 宇波良村 葦原志
許手命占國之時勅此地小枝如室戸故曰表戸此良義村
大神之指落於此村故曰櫻村今人云此良義村 川音村
天日槍命宿於此村勅川音甚高故曰川音村 鹿音村
本名是也 大神所糧松而生細糸令讓須以獻近頃而宗
之故曰遠酒村今人云遠音村 桑谷葦原志許手命
与天日槍命二和聚此谷故曰桑谷以其相聚之由故
如曲葛梅香奈 大神令春於此本故曰梅稱春前

播磨風土記 (信三條西實義所藏)

久しく世にきこえざりしが、寛政八年六月、柳原紀光の寫本によりて流布したり。柳原本は、三條西家の古寫本によりたるものなり。三條西本は、昭和八年重要美術品に指定せられ、同十年國寶に指定せられたり。また古典保存會にて、これを複製し、改定史籍集覽にも收めたり。

- 四 豊後風土記 一卷
- 五 肥前風土記 一卷

伴信友、及び中山信名の前後風土記概論の説によれば、兩書とも、出雲風土記と體裁同じく、同風土記

肥前國

郡壹拾壹所一 郡七十里一 驛壹拾捌所一 塔貳拾一
 所下田城壹所一 寺貳所一 僧寺一

肥前國者本ら肥後國合為一國昔者磯城瑞
 羅宮所宇御間城天皇之世礼後國益城郡朝
 來名峯有土蜘蛛打獲二人師徒衆一百八十
 餘人拒捍皇命不肯降服朝廷勅遣肥后守祖
 庭諸祖伐之於茲健倫祖奉勅誅滅之益國

(綴所氏男信熊猪) 記土風前肥

と同じき頃のものなり。古寫本は、猪熊信男氏所藏の肥前風土記あり。昭和八年重要美術品に指定せられたり。刊本は寛政十二年に開板したるものなり。また兩書とも續群書類從に收めたり。

この五書の外、釋日本紀萬葉集抄等の諸書に、諸國の風土記の文を引載したるもの尠からず。これを纂修

したるもの八種あり。一は彰考館學士の風土記殘篇附録、二は今井似閑の萬葉緯、三は伴信友の輯録したる逸文風土記二卷、四は狩谷望之の諸國採輯風土記二卷、五は黒川春村の逸文風土記二卷、六は吉田令世の風土記抄、七は明治三十一年刊行の栗田寛博士の古風土記逸文一卷、八は敷田年治の諸國風土記

考一卷なり。引載したるもの四十一部にして、四十一國あり。即ち

- 山城五條 大和三條 攝津十二條 伊賀二條 伊勢九條 志摩一條 尾張十條 駿河二條 甲斐一條 伊豆二條 相模二條 常陸二十五條 近江三條 美濃一條 信濃一條 陸奥二條 越前二條 越後二條 丹波三條 因幡二條 伯耆二條 出雲五條 播磨十條 美作二條 備中三條 備後一條 紀伊二條 淡路一條 阿波五條 讃岐一條 伊豫八條 土佐四條 筑前十四條 筑後四條 豊前三條 肥前四條 肥後四條 日向六條 大隅四條 壹岐二條

また世に總國風土記と稱して、二十餘國あれど、後人の偽作したるものなり。詳なる事は、比古婆衣に見えたり。前記の常陸、出雲等五風土記を註釋したるもの、及びその他の風土記に關するものは、

- 一 常陸風土記 西野宣明
- 一 常陸風土記註小補 伴信友
- 一 標註常陸風土記 栗田寛
- 一 出雲風土記考 荷田在滿
- 三 出雲風土記解 内山眞龍
- 一〇 出雲風土記考 横山永福
- 一 校正頭註出雲風土記 荒木田久老

出雲風土記註小補	伴 信友
標註出雲風土記	一 栗田 寛
出雲風土記假名書	三 富永芳久
出雲風土記考證	一 後藤藏四郎
標註播磨風土記	二 敷田年治
標註播磨風土記	一 栗田 寛
播磨風土記新考	一 井上通泰
校正頭註肥前風土記	一 荒木田久老
肥前風土記註小補	伴 信友
肥前國風土記考證	一 後藤藏四郎
豊後國風土記考證	一 荒木田久老
校正頭註豊後風土記	伴 信友
豊後風土記註小補	一 唐橋世濟
箋釋豊後風土記	一 井上通泰
豊後風土記新考	一 未詳
豊後風土記註	伴 信友
風土記逸文略註	伴 信友

標註古風土記
古風土記逸文考證

一 栗田 寛
八 同

海外國記 四十卷 天平五年奉文撰

海外諸國に關して、交通その他の事ともかきたるものなるべし。その體裁は、今傳はらねば詳ならねど、隋唐、三韓等に別ちたるものなるが如し。その古書に引載したるは、善隣國寶記上に海外國記曰として、天智天皇三年四月、大唐客郭務悰等の來朝に關する紀事を載せ、下に「此亦、師安、廣忠、信俊、師遠、廣宗五人、同所勘也、」と註せり。師安は師遠の子にして、師遠は師平の子なり。廣忠は廣宗の子にして、廣宗は師平の弟貞親の子なり。いづれも中原氏にて、大内記、大外記等となれり。信俊は清原定俊の子にて、清原系圖に、大外記、從四位下、博士となり、堀河、鳥羽、崇徳、近衛の四代に歴仕したるよし見えて、師遠、廣宗等と時を同じうせり。この註によれば、蓋し宋の商客等來朝したるにより、先例を註記して勘申し、勘文に引載したるものにて、鎌倉時代中期頃まで傳本ありしもの、如し。また釋日本紀卷十四述義に、「海外記第一云」として、推古天皇の御代、小野妹子を隋に遣はしたる事を載せ、齊明天皇の下に、五年九月の條を引きたるものあり。これと同書にして、海外記は海外國記の略稱にや。但し海外記は、日本見在書目錄土地家の部に、「海外記四十卷」と見えて、卷數も同じきによれば、同じきものにて、

見在書目録にまぎれ入りたるものならんか。著者春文は、いかなる人か明ならず。

西京新記

いかなるものにか、今傳はらねば詳ならず。唐の韋述の撰びたる長安洛陽の兩京新記にならひて、平安の右京のさまを記したるものによ。兩京西京、文字相似たれば、或は兩京新記を誤りて、この書籍目録に採録したるものによ。されど、通憲入道藏書目録に、「一合第廿四櫃、西京新記一局」と記し、更に「一合第二十八櫃、兩京新記一局」とありて、別々に記したるによれば、別のものなる事明に、漢籍にあらざる事を推考すべし。

民部省圖帳

圖帳は、諸國の地圖、田畠等の帳簿にて、民部省に保存したるものなり。職原抄民部省の條に、「又有圖帳、國郡勝示載以明白、謂之民部省圖帳」と見え、百寮訓要抄には、「民部省圖帳とて、日本國の指圖、境などを定たる文の數百卷、此省には、昔より傳はりて、日本國の重寶にて侍りしなり」といへり。圖帳のものに見えたるは、次に引きたる中右記に、大同三年、承和十一年の山城葛野郡圖帳あり。比古婆衣には、東寺文書延喜十五年十月廿二日丹波國の牒に、丹波多紀郡大山庄の圖帳の事見えたるよしいへり。

また權記長保二年九月五日の條には、山城葛野郡圖帳の事を記せり。なほ

中右記嘉承元年二月廿八日の條に、

官文殿勘文

二箇條事

一後田邑山陵四至地域事

右就民部省圖帳、且令勘申四至地域者、引勘彼省所進大同三年、承和十一年圖帳等之處、件子細無所見、但如延喜式者、件陵四至、東限清水寺者、而彼大同三年圖帳、葛野郡五條立屋里四坪、註載清水田一段餘步、若是件坪内建立清水寺歟、然而依無仁和以後圖帳、不能勘決、

とあるによれば、時々圖帳を編製したるもの、如し。但し「依無仁和以後圖帳、不能勘決」とあれば、その頃、または、延喜の頃以後は、うちたえて編製せざりしならんか。百寮訓要抄に、「諸國の境相論などの時は、この圖帳にて考へられしかば、明鏡にてぞ侍りし」と記したるが如く、争訟のをりには、この書を參考したりしなり。

この書は、平安朝末期の頃まで傳はりたる事は、玉葉安元三年四月廿八日内裏焼亡の條に、「民部省圖帳不焼亡」と見えたり。鎌倉時代に缺卷となりし事は、嘉祿二年九月十一日、竊盜民部省の文庫を切穿し、諸國圖帳少々紛失したるよし、百練抄に見えたり。また

平戸記に、延應二年四月廿日、參大殿、而渡御攝政殿云々、仍即參、以大内記信房、入見參之次、申民

部省文庫破壊間事、是先日圖帳可濕損之間、可渡外記文殿哉之由、被仰之故也、召文殿預友兼、相尋子細之處、逐年破壊、惟入之故勿論、及五月雨者、所殘之圖帳、雖一通不可全然之由、所申也、仍申件事也、仰云、猶被仰合人々、可被左右云々、

とありて、民部省文庫の破壊濕損によりて、外記の文殿に移したり。この後、文永四年十月、外記局に宿納したる民部省圖帳を取り出したる事、新抄に見えしが、百寮訓要抄に、「近頃うせて侍るにや、いたく見及び侍らず、」とありて、南北朝の頃には、散逸したりしなり。か、れば、今は大部分缺逸し、僅に伊勢四天王寺に、康平五年勘註の同國阿濃郷の圖帳一卷あるのみ。卷尾に、齋藤拙堂の跋文をのせたるものにて、本文は、井上頼圀博士の己亥叢説にのせたり。また世に民部省圖帳とて、攝津國東生、西生、武庫の三郡、志摩國英虞郡、尾張國葉栗、海部の兩郡、薦河國廬波羅、阿部、鳥渡の三郡、因幡國巨野郡、備前國和氣郡、備中國賀夜郡、美作國英多郡、筑前國志摩郡等あり。各奥書に、「元亨二年壬戌十月下吏日下民部省、」とあり。こは總國風土記に似たるところあれば、後人の偽作したるものなる事は、言ふを俟たず。なほこの圖帳に就いては、比古婆衣、及び古史徵開題記に詳説あり。

七類聚

群籍要覽 四十卷 大江音人卿奉勅撰

神宮文庫一本、内閣文庫一本、彰考館本、前田二本等には、二十卷としたり。

古書の概要を記したるものなるべし。今亡びて、その逸文だになければ、體裁詳ならず。群籍は、國書なるか、漢籍なるか明ならねど、次の秘府略によりて、推考するに、漢籍なるが如し。この書の事は、三代實錄に、元慶元年十一月三日庚子、參議從三位行左衛門督大江朝臣音人薨云々、音人別奉勅、撰群籍要覽四十卷、弘帝範三卷、

と見えたり。大江音人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記せり。

秘府略 千卷 貞主卿、于時東宮學士、因幡介、與諸儒撰集

古今の文書を撰集して、分類したるものなり。